

定期監査結果報告書

日監第28号
令和3年8月30日

日野町長 堀江 和博 様
所属長 税務課長 様

日野町代表監査委員 東 源一郎
日野町監査委員 西澤 正治



地方自治法第199条第1項および第2項に基づき実施した監査の結果を下記のとおり報告します。

記

1. 監査日時および
監査場所
令和3年6月30日（水）午前10時25分～午前11時50分
日野町役場 4階 第一委員会室
2. 実施監査委員
東 源一郎 ・ 西澤 正治
3. 監査対象機関
税務課
4. 監査対象
税務課の分掌する事務全般について
○令和2年度未納金徴収実績、令和2年度不納欠損処分の状況
○税制面における新型コロナウイルス感染症の対策について
令和3年度監査計画に基づき資料の提出を求め、所属長および担当者より説明を受け、質疑応答を交え実施した。
5. 監査手続
6. 監査の結果
令和元年度の町税収入においては、総額で初めて40億円を超える4,150,710,003円であったが、令和2年度は、13.9%減の3,572,823,803円となった。法人町民税で新型コロナウイルス感染症の影響や税率改正による引き下げ等が要因だが、個人住民税や固定資産税は堅調であった。

新型コロナウイルス感染症対応として、徴収猶予の特例で納期限が1年間延長されたことにより14,574,800円（国民健康保険税を含む）が滞納繰越となった。このことにより、滞納総額は対前年度比約900万円の増となったが、特例分を除くと減少している。

令和2年5月より滋賀県と近江八幡市・竜王町と共同徴収による新たな取り組みを開始し、単独では実施が難しい困難案件への対応や搜索など収納率向上に向けた取り組みも行われている。併せて、初めて動産のインターネット公売を実施するなど努力も見受けられた。

引き続き、適正課税と納税の公平性に努め、地方税法第18条による徴収権の消滅が減少するよう厳正かつ公正な徴収に努められたい。